

山形県

学校における
児童生徒間の
「性暴力」

.....
対応支援
ハンドブック
.....

はじめに

裏表紙に記載のポイントシートをご覧くださいませしょうか？

この手引きの中に記載した、被害にあった児童生徒を守るためにできること、児童生徒を性暴力被害の被害者、加害者、傍観者にしないために知っておいてほしいことの基本を一枚にまとめたシートです。

どうか、このシートをいつでも見られるようにして適切な対応につなげていただきたいのです。

性犯罪・性暴力は、「魂の殺人」と言われる人としての尊厳、人権そのものを傷つける行為であり、被害にあわれた人のその後の人生に大きな影響を及ぼします。

からだだけではなく、こころにも大きな傷を受けるからです。

文部科学省においても、性犯罪・性暴力対策への取組をすすめておりますが、まだまだ正しい知識と対応について知る機会が少ないのが現状です。

私たち、やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポやまがた」（以下べにサポ）において相談を受けて支援するなかで、学校における性暴力被害の対応、被害生徒の対応についてどうしたらいいか苦慮されている教職員の方々の声も聞こえてきました。

被害にあった児童生徒たちが安心して相談できる学校であるために、性暴力についての理解を深め、正しい知識と対応を学ぶことが大切と思い、この手引きを作成するに至りました。

この手引きでは、学校での初期対応について記載しています。性暴力被害にあった児童生徒たちのからだところを守るために、この手引きをご活用いただければ幸いです。

やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポやまがた」



学校における児童生徒間の「性暴力」 対応支援ハンドブック

もくじ

● はじめに	
● 性暴力とは？	1
● コラム 「これも性暴力です！」	1
第1章 学校で性暴力被害がおこった場合	2
1. タイムライン（学校全体の対応の流れ）	2
2. 初期対応	4
(1) 被害の認知・情報収集	4
(2) 性暴力被害対応チームの立ち上げ	6
(3) 被害児童生徒の保護者への連絡	6
3. 中長期対応	7
(1) 被害児童生徒への対応	7
(2) 保護者への対応	9
(3) 加害児童生徒への対応	10
第2章 こんな時どうしたら	11
第3章 相談関係機関一覧	13



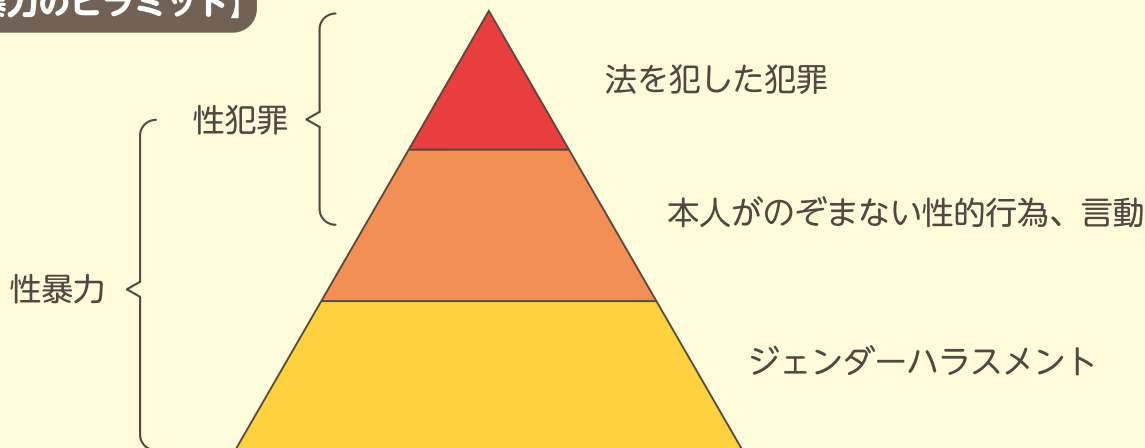
性暴力とは？

性を手段にした暴力のことで、『本人の意に反した性的な言動』と定義されています。

『意に反する』というのは、被害者が「嫌だ」と言った時だけではなく「嫌だけれども断れない」「逃げられない」「応じざるを得ない」といった状況も含みます。

性暴力は刑法上の性犯罪よりも広い概念をさします。性犯罪にはならなくても被害者が受ける身体的、精神的な苦痛は大きく、決して許されるものではありません。

【性暴力のピラミッド】



被害者支援テキスト～支援に携わる人たちのために～【支援編】：（公社）全国被害者支援ネットワーク

コラム

「これも性暴力です！」

～ 単なる「あそび」「悪ふざけ」と見誤っていませんか？

- 〈例〉
- 同意のない性的な行為
 - 同意なくプライベートゾーン※を触る
 - 性器を見せる
 - 着替えやトイレ、入浴をのぞいたり、盗撮する
 - 性的な被写体として撮影する、撮影したものを SNS 等で拡散する
 - 性的な画像や写真を意に反して見せる、送りつける
 - スカートをめくる、ズボンや下着を下げる、服を脱がせる
 - プライベートゾーンや第二性徴（勃起、月経、発毛等）をからかう 等

※ プライベートゾーンとは「いのちにつながる自分だけの大切なところ」です。

具体的には…

- 水着を着用したときに隠れる部位（性器・胸・お尻）と口（くち）
→ 本人の同意なく「触られる」「見られる」「撮られる」ことが性被害

ただし、プライベートゾーンだけでなく、からだは全部大切ということを伝える

あなたのからだは
あなただけのものだよ



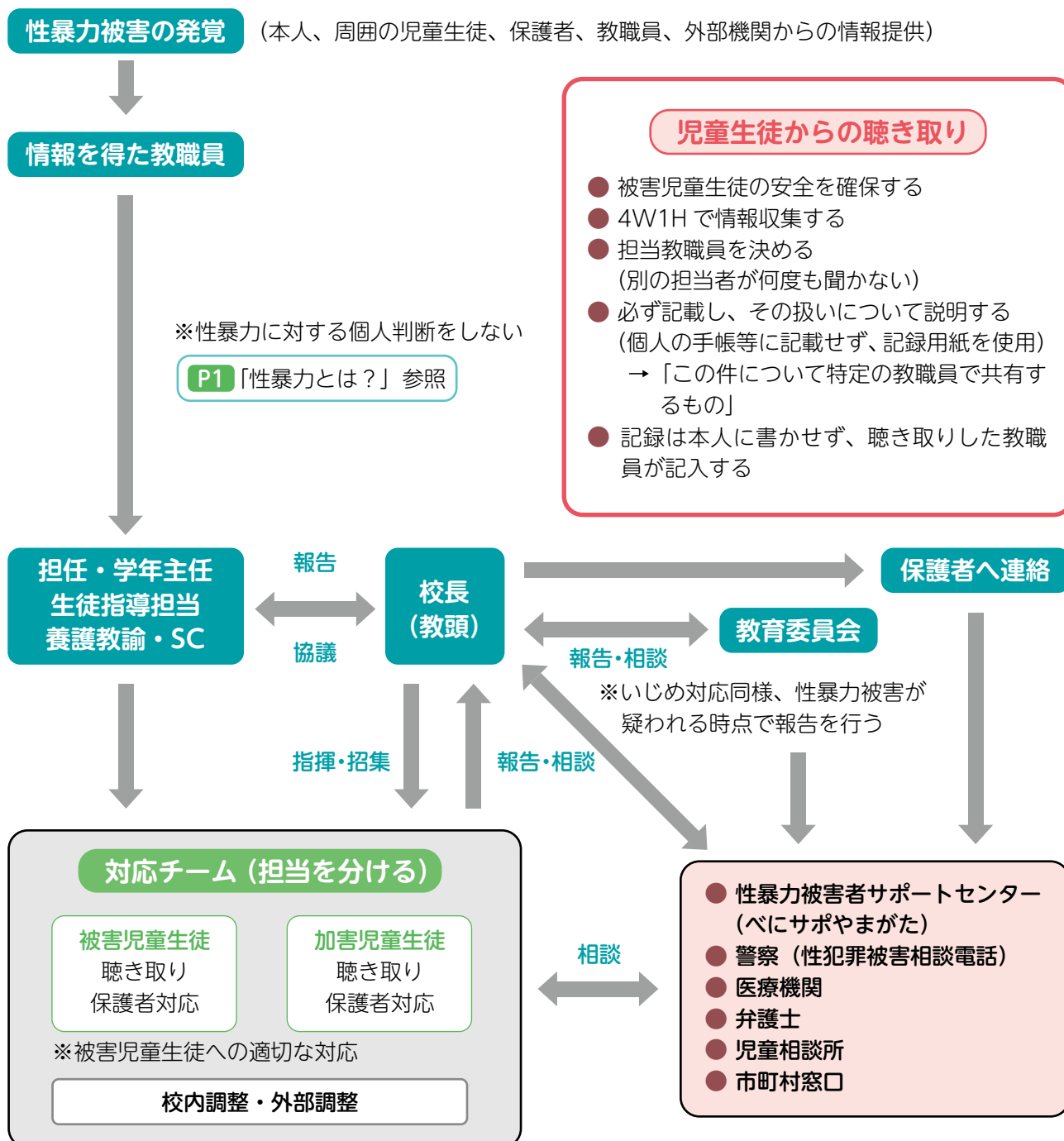
第1章 学校で性暴力被害がおこった場合

1. タイムライン（学校全体の対応の流れ）

《リスクマネジメント的対応》

- ◆ 性暴力は（疑い段階でも）重大事案として対応する
- ◆ 初期対応を誤ると、後の対応に大きく影響する
- ◆ 一人で抱え込まず、外部のサポートを得てチームで対応する
- ◆ 被害児童生徒は、それまでの日常を守られる存在であることに留意する

※原則として即日対応・記録をつける（即日対応しない場合は理由を明確に記録）



タイムライン補足

被害児童生徒ファーストの対応

性暴力が確認された場合は、直ちに被害児童生徒や、それを知らせてきた児童生徒の安全を確保してください。その上で、情報を得た教職員は、担任や学年主任等に報告を行い、生徒指導担当や管理職と相談しながら対応してください。

その際に、本来被害児童生徒はそれまでの日常を守られるべき存在であることを念頭に置きながら、被害児童生徒ファーストで対応支援をお願いします。

情報収集の内容

- | | |
|--------------------|----------------|
| ■ いつ、どこで起こったのか？ | 【 時間と場所 】 |
| ■ いつ頃からか？継続しているのか？ | 【 期間 】 |
| ■ 誰が誰に性暴力しているのか？ | 【 加害者と被害者の関係 】 |
| ■ 性暴力の内容はどのようなものか？ | 【 内容 】 |
| ■ 被害の状況・程度は？ | 【 状況・程度 】 |



なぜそうなったのか [Why] は聴かず、他の [4W1H] を聴き取ってください。



性のトラウマは人間最大のトラウマであることを意識して、全校態勢で臨んでください。

性暴力対応チームの設置判断ポイント

- 被害の深刻さの程度（侵襲性が高いかどうか）
- 被害者と加害者の関係（パワーバランス）
- 発達段階（小学校低学年かそれ以上か）
- 被害児童生徒のレジリエンス（回復力）
- 適切なサポートが受けられるかどうか（家族、友人との関係）



左記のポイントを考慮しながら、性暴力被害対応チームを立ち上げるかどうかを判断してください。

被害によって考えられる影響

- | | |
|---|--|
| ■ 性器の外傷 | } 72時間以内の病院受診の必要性を検討します。
受診前には、児童生徒や保護者にその必要性や診療内容について説明し、受診の了解を得てください。 |
| ■ 妊娠の可能性 | |
| ■ 性感染症 | |
| ■ 身体的反応（頭痛、発熱、悪寒、めまい、過呼吸、腹痛、性器のかゆみ・痛み、下腹部の不快感、吐き気、食欲不振、過食・拒食、睡眠障害、悪夢、夜驚、夜尿、自傷行為など） | |
| ■ 感情面の反応（不安、悲しみ、怒り、イライラ、恐怖、怯え、抑うつ感、無気力感、無力感、罪悪感、自責感、屈辱感、孤立感、疎外感、感情コントロール不能、希死念慮など） | |
| ■ 行動面の反応（一人を嫌がる、不安がる、落ち着きがない、極端な人間関係、退行、解離、回避、ゲームやネットに没頭する、友達や兄弟姉妹と喧嘩する、物を壊す、万引き、性的な言動や遊び、裸になりたがる、自分や人の性器を触るなど） | |



被害児童生徒や周囲の児童生徒に上記のような反応が出ていないか確認をしてください。

性暴力被害対応チームでの協議内容

- 緊急度の確認（命に関わる可能性の有無）
- 詳細な調査の必要性（調査の方向性と方法の検討）
- 具体的な指導・支援の方針の検討（役割分担、対応チームの構成）
- 情報収集、状況確認および指導の際の留意点の確認
- 保護者対応の確認（被害届提出の有無も）
- 関係機関との連携の確認

報告

情報共有

教育委員会

2. 初期対応

学校としての基本的な心構え

- 「疑い」の段階でも重大事態ととらえて対応します。
 - リスクマネジメントを意識して、大きく構えることが大切です。
 - 「性暴力は絶対に許されないこと」という毅然とした姿勢でのぞみます。
- スピード感をもって対応します。
 - 早期対応できる仕組みづくりが大切です。
 - 被害児童生徒は、本来、守られるべき存在であることに留意して対応します。
- 教職員も一人で抱え込まず、チームで対応します。
 - 場合によっては外部のサポートも得ながら対応します。

(1) 被害の認知・情報収集

① 被害児童生徒から打ち明けられたら？

- 児童生徒が安心して話せる場所に移動します。
- 最初は「誰に、いつ、何をされたか」を聴き取り、傷ついた気持ちに寄り添い、最後に「話してくれてありがとう」と伝えます。
- 児童生徒の話をおろそかにせず、丁寧に聞き取ります。児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残すことが大切です。
- 児童生徒から「親には知られたくない」と言われたら、どのようなことを不安に感じているのかを聴き取り、いのちに関わることや法に触れることは秘密にはしておけないことを丁寧に説明します。

★ 性的虐待・被害のほのめかし・怪我があれば、詳細を聞かず、迷わず通報通告を！

→ 司法面接をおこなうことがあります。

誘導的な聴き取りや繰り返し同じ話を聴くことは、記憶の汚染（注1）やトラウマ体験を深めることにつながることがあります。

（注1）

記憶の汚染とは？

誘導的な聴き取りや繰り返し同じ話を聴くことで、体験のない被害を実際の体験だと思い込んだり、聴き取る相手の都合のいいように話を変えてしまったりと、記憶が変わってしまうことをいいます。

子どもは被暗示性が高く、周りからの質問や事後に得た情報を、自分の考えや経験と思い込みやすい特徴があります。

② 本人以外の児童生徒から相談されたら？

- 他の児童生徒がいない場所に移動します。
- 「誰が、いつ、どのような場面で知ったか」を聴き取ります。
- 「話してくれてありがとう」と伝えたとうえで、教職員に伝えることを被害児童生徒本人が同意しているかについて確認します。

※ 同意していない場合

- 被害児童生徒の状況を悪化させたり、情報提供した児童生徒の立場を悪くすることがありますので、慎重に対応をすすめる必要があります。

- 他に知っている人がいるかどうかを確認したうえで、この話を広げないことを約束してもらいます。
- 気持ちが不安定になったり、困ったことが起きたときに相談できる教職員の名前を伝えます。

③ どのようなことに留意すればいい？

- 被害開示を受けた教職員が怒りや動揺を見せると、被害児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまうことがあります。共感ですが、感情的にならずに傾聴することが大切です。
- 聴き取り以降も被害児童生徒を複数でサポートする必要があります。
被害児童生徒が信頼できる複数の教職員（SC 含む）で対応します。
- 聴き取りした内容は必ず記録すること。

聴き取る内容（4W1H Not Why）

- いつ （When）
- どこで （Where）
- 誰が （Who）【誰に】
- なにを （What）
- したのか（How）



※ 「Why」は絶対に聴かないようにしてください。

「なぜ被害に遭ったのか」という質問をすると、被害児童生徒は責められているように感じ、自分に非があったのではないかと考えてしまう傾向があります。



(2) 性暴力被害対応チームの立ち上げ

① 原則、即日『報告』『調査』『対応』を開始

- 「疑い」の段階で重大事態と考えてすぐに対応しましょう。
- 即日対応ができない場合は、その理由を明確にして記録に残しておきましょう。

② チームの編成

- 性暴力被害対応チームを編成しましょう。
 - 校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、SC など
- 原則、チームの教職員のみで詳しい情報を共有しましょう。
- 被害児童生徒の支援担当教職員を決めましょう。
 - 学校内に加害児童生徒がいる場合は、加害児童生徒からの聴き取り担当教職員を決めましょう。

※ 被害児童生徒と加害児童生徒は、必ず、別の教職員が担当しましょう。
同じ教職員が被害・加害双方から話を聴くと、自分が話したことが相手に伝わってしまうと感じ、信頼関係を築くことが難しい場合があります。

(3) 被害児童生徒の保護者への連絡

① 学校として「全力で被害児童生徒を守る」「秘密を守る」ことを約束する

- 被害児童生徒の保護者に対して、学校として「全力で被害児童生徒を守る」「秘密は守る」ことを約束しましょう。
- 複数の教職員で被害児童生徒を支える必要があるため、支援にあたる限られた教職員でのみ情報を共有することについて同意を得ておくことが大切です。

② 「今のところわかっている情報」「正確な情報」のみを伝える

- 憶測での発言は避け、保護者との連絡を密にして信頼関係の維持に努めましょう。

被害児童生徒の保護者に伝えること・確認すること

- ▶ **医療機関受診の必要性**：妊娠の可能性がある場合(緊急避妊ピルが有効な 72 時間以内の場合)、性感染症のおそれがある場合、治療が必要な外傷がある場合 など
- ▶ **心とからだのケアの必要性**：心理カウンセリング、医療機関受診 など
- ▶ **学校の相談窓口の明確化**：対応チームのメンバー、担当の教職員 など
- ▶ **警察に相談する意思の確認**：性犯罪相談電話（# 8103）の情報提供
 - ※ 性犯罪に関しては、被害を立証する証拠を採取するためには被害直後でなければ採取が難しい場合があることを説明してください。
- ▶ **専門機関の情報提供**：性暴力被害専門の相談機関があることの情報提供
 - ※ 「べにサポやまがた（やまがた性暴力被害者サポートセンター）」
被害児童生徒、保護者、学校などからの相談を受け、付添い支援や心理カウンセリング、弁護士相談などの支援をおこなっています。

3. 中長期対応

(1) 被害児童生徒への対応

① 被害児童生徒の安全確保

- 安心安全の確保、再被害の防止 → ト라우マの影響を考慮した環境調整
 - ▶ 通学時の安全確保 ～ 保護者の送迎？ 一緒に登下校できる友達はある？
 - ▶ 学校内の安全確保 ～ 授業を受ける場所は？ 校内の移動ルートは？
不安や緊張が高まった場合の避難場所は？
 - ▶ 不安や心配なことの確認 ～ 誰かに被害のことを聞かれたら？
学校生活で不安なことは？
学校内で行けなくなった場所は？
 - ▶ 再被害防止 ～ 自分を守るためにできることは？
 - その場から逃げる、教職員や友達に助けを求める
 - ※ 加害児童生徒がいる場合
 - 接触を避けるためには？ 授業や移動は？
- 二次被害の防止 → 非難するような言葉や態度は二次被害にあたります。
平時からの教職員の心理教育が大切です。
- 意思決定権の尊重 → 被害児童生徒の選択を尊重することは、自己コントロール感やエンパワメントの回復につながります。

これは NG ! ～ 二次被害を防ぐために

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| ● 「不注意だったね」 | → 落ち度を責める |
| ● 「聞くと嫌な気持ちになる」 | → 自分の動揺をぶつける |
| ● 「わかるよ」「同じ子がいた」 | → 安易な共感 |
| ● 「本当なの？」 | → 疑いの問いかけ |
| ● 「早く忘れたほうがいい」 | → 忘却の促し |
| ● 「頑張れ」「強くなれ」 | → 安易な励まし |
| ● 「だいじょうぶ、だいじょうぶ」 | → 根拠のない語りかけ |
| ● 「相手も謝ってるよ」 | → 受入れの促し |
| ● 「もうわかったから」「落ち着こう」 | → 悲しみや怒りの感情表現の押さえつけ |
| ● 自分の価値観や道徳観の押しつけ | |
| ● 過度な（過保護な）関わり | |
| ● 被害児童生徒の要望や気持ちを無視した対応 | |
| ● できないことの安易な約束 | |
| ● 相談してくれたという思いによる教職員ひとりでの抱え込み | |

※ これまでの自身の「経験値」「思想」「善意」を軸にしないこと、「よかれと思って」という考えが危険ということを知っておくことが大切です。



② 性被害のあとに見られやすいトラウマ反応とその対応

- 症状が頻発する場合には、医療機関への受診と治療が必要です。

反 応		対 応
身体的反応	過呼吸、頭痛、腹痛、下痢、便秘 不眠、食欲不振、生理不順など ※ 子どもは言葉で伝えることが難しいことが多く、身体的反応が現れやすい	● 過呼吸 ① 本人が落ち着ける静かな場所へ移動 ② 呼吸をゆっくり長く吐くように促す ③ 落ち着いたら、どのようなときに症状が出るのか一緒に考える → 不安の軽減と予防
情緒的反応	不安、恐怖、憂鬱、茫然としている 気分がコロコロ変わる	① 「聞き取り」と「受容」 ② リラクゼーションスキル（対処法） ※ 外傷には原則治療が必須
行動的反応	赤ちゃん返り（甘える、一緒に寝る） 消極的行動、自暴自棄的行動（自傷など）	
思考的反応	フラッシュバック、記憶の解離 マイナス思考	① 状況の確認 → いまは安全な場所にいることを確認する ② リラクゼーションスキル（対処法） ③ 医療機関での治療

PTSD（心的外傷後ストレス障害）とは？

精神的衝撃を受けるトラウマ（心的外傷）体験に晒されたことで生じる、特徴的なストレス症状群のことをさします。

- 侵入症状、再体験 ～ フラッシュバック、悪夢
体験を思い出すことによる心身への不快反応
- 回避 ～ 体験を思い出すことや話すことへの拒否反応
不安や恐怖を覚える事物や状況の回避
- 認知と気分の陰性変化 ～ 否定的な認知（危険、他者不信、自責）
興味や関心の低下
陰性感情（恐怖、怒りなど）
- 覚醒度と反応性の著しい変化 ～ 睡眠障害
過覚醒（覚醒亢進） いろいろ、集中困難、過剰警戒、過剰反応

③ ト라우マ反応の心理教育

- ト라우マ反応（つらい出来事のあとに現れる心身症状は誰にでも起こり得る当たり前の反応）について伝えましょう。
- 支える教職員や保護者が「性暴力とはなにか」「トラウマ反応とはなにか」を理解することが、被害児童生徒の不安の軽減や心のケアにつながります。

※ リーフレットを活用した心理教育やリラクゼーションスキル(対処法)も有効です。
→ 参照：「子どもの性の健康研究会ホームページ」 <http://csh-lab.com/>



(2) 保護者への対応

- ① 保護者に対応する前に、学校側の対応を話し合っておきましょう。
- ② 保護者の動揺にも配慮しながら「事実」を伝え、被害による子どもへの心身の影響について説明しましょう。

【子どもの反応】

被害について話さない
平然としている
過度な甘え、赤ちゃん返り
性への過度な関心や性行動

【誤ったとらえ方】

× もう忘れている？
× もう平気？傷ついていない？
× わがまま、甘え癖がつく？
× 思春期？性欲の抑えが効かない？

- ③ 学校として被害児童生徒を支援していくことをしっかり伝えましょう。

- ④ 保護者の気持ちや考えも確認しましょう。

※ 学校に対して責任追及や過剰な要求がある場合、ショックやトラウマ反応が影響している場合があります。

保護者の気持ちや考えをよく聴き、共感を示しつつも現実的な対応を伝えること、一緒に考えるという姿勢を示すことが大切です。

これは
NG!

- 保護者の話を聴かずに一方的に学校側から説明する
- 被害児童生徒にも非があるような言い方をする
- 保護者を責めたり、否定した言い方をする
- 被害届を出すことをとがめたり、解決方法を押しつけたりする
- 校内での被害の場合、加害児童生徒をかばうような言い方をする

(3) 加害児童生徒への対応

① 学校としての姿勢を確認しましょう。

- 加害児童生徒も自校の児童生徒ですが、「守る」のは被害児童生徒です。

「まだ子どもだから」「好きだから」「衝動的に」

→ 社会で許される行為ではないことを説明する必要があります。

「被害児童生徒と直接、謝罪の場を設ける」

→ 会いたくないと思う被害児童生徒をさらに傷つけることになります。

「被害児童生徒が会いたくないと話しているから、謝罪の場は設けない」

→ 被害児童生徒の保護者から苦情などがはいるリスクがあります。

「被害児童生徒は登校できずにいるが、加害児童生徒は普通に登校している」

→ 被害児童生徒だけが不利益をうける状況を改善する必要があります。

② 性問題行動の要因を理解しましょう。

- 性的欲求だけではなく、支配欲がある
 - 対人関係においても困難を生じている場合があります。
- トラウマの影響で性依存を起こしている可能性がある
 - 本当に満たしたいと思っているニーズによって生じている可能性があります。
- 性に関する誤った知識がある
 - SNS や家庭環境などの影響により誤った知識をもっている場合があります。
- 衝動性のコントロールの弱さがある
 - 発達障害などが影響している可能性があります。
- 性教育の機会の不足
 - 正しい性教育を受けていないために誤った知識を持っている場合があります。

学校としてとるべき姿勢で大切なことは？

- 性に関する「ルール」と「知識」を教えること
 - 3つの責任（説明責任、再発防止責任、謝罪責任）があることを念頭に対応する。
- 被害児童生徒に不利益をもたらさないこと
 - 別室対応する必要がある場合には被害児童生徒への配慮を最優先に検討すること。
 - ※ 別室対応の優先順位は被害生徒ではなく加害児童生徒。
 - 被害児童生徒自身に別室対応の必要性が生じた場合には別室対応を行う。

第2章 こんな時どうしたら

Q1 警察に被害届は出した方がいいの？

→ 被害届の意思決定は、被害児童生徒と保護者の権利です。

メリット	デメリット
自分が悪くないことを実感できる	被害体験について詳細を話さなければならず、精神的苦痛を感じる
権利を行使することで、自己効力感を高める機会につながる	事情聴取で時間を取られる
犯人逮捕により、再被害を防ぐことができる	事情聴取や周りの人からの心無い言葉がけなどで二次被害を受けたり、犯人からの報復の不安を感じたりする

Q1 加害児童生徒への指導はどうしたらいいですか？

→ 加害児童生徒への指導は必要です。

安易に直接謝罪の場を設けたり、謝罪文で終わらせる等の対応は、本人の成功体験につながり、行動が繰り返される場合があります。

ただ、性加害など、問題性や責任が大きい行為では、指導を受け入れる準備ができないと、その場しのぎの言動や登校を拒否したりと指導が浸透しないことがあります。

被害届が警察に提出され、捜査が行われる場合には、教職員の聴き取りの過程で事実とは異なる思い込みをする場合が生じることもあるため、警察の捜査が行われる場合には、捜査の支障にならないか等警察に確認してください。

加害児童生徒には、被害児童生徒を傷つけ、法律に触れる行為であることをはっきりと伝え、性教育を行う必要がありますが、性行為に関する知識や理解の不足だけが原因ではないため、別の問題行動となって表われることもあります。

問題行為の指導、改善には、背景にある様々な要因を解消する場合があることを理解して対応にあたる必要があります。

加害生徒児童の保護者にとっても動揺はあるでしょうが、性暴力は相手の心身を傷つける、人権を踏みにじる行為であり、いかなる理由があっても許されないことを説明して認識してもらう必要があります。

問題を放置すれば、問題行動を繰り返す可能性があることを伝え、専門機関や関係機関の協力を得て、支援していくことへの理解と協力を求めます。

Q3 インターネット上の被害を相談されたら？

→ 裸や性的行為の写真や動画は、だれが撮ったものでも所持しているだけで児童ポルノ防止法等に抵触することがあります。

- ※ 情報をキャッチした時は、すぐに対応することが肝心です。
情報を収集する窓口（担当の教職員）を1本化し、どの範囲まで画像が広がっているのか把握できるようにしましょう。
画像を所持している児童生徒に対し、興味本位で拡散させないように指導しましょう。

インターネット被害に特化した相談窓口（2020年6月現在）

◆山形県警察 サイバー犯罪対策課（サイバー犯罪に対する相談）

☎ 023-626-0110（代）または #0110（警察安全相談電話）

〔受付時間〕 月～金 8:30～17:15（土日祝・12/29～1/3 除く）

◆特定非営利活動法人「ぱっぷす：PAPS- 性的搾取に終止符を打つためのプロジェクト」

相談専用電話 ☎ 050-3177-5432

メール相談はホームページから <https://www.paps.jp/support>

- ※ 「ぱっぷす」…アダルトビデオ、性風俗関係で困っている、リベンジポルノ、盗撮被害、性的な写真を送ってしまった、身近な人に被害を相談された、動画や画像の削除などの相談を受けている団体



第3章 相談関係機関一覧

■ どうしてよいかわからないとき

やまがた性暴力被害者 サポートセンター べにサポやまがた	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 電話・メール・面接による相談、産婦人科医療機関の紹介、法律 相談・カウンセリングの紹介、病院への付添い、関係機関への引 き継ぎ・紹介等 ◎連絡先 ☎ 023-665-0500 ◎受付時間 月～金 10:00～19:00（祝日・年末年始除く） 上記以外の時間帯は夜間休日コールセンターで対応
公益社団法人 やまがた被害者支援センター	犯罪被害全般、電話・メール・面接による相談、法律相談・カウ ンセリングの紹介、病院・法廷などへの付添い支援 ◎連絡先 ☎ 023-642-7830（なやみゼロ） ◎受付時間 月～金 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）
山形県警察本部 性犯罪被害相談電話	性犯罪の被害にあった方のための相談電話 ◎連絡先 全国共通短縮ダイヤル ☎ # 8103 ◎受付時間 24 時間対応 平日日中は主に女性職員が対応
山形県警察本部 少年サポートセンター	少年の悩みごと、非行に関する相談 山形県警察本部人身安全少年課対応 ◎連絡先 ☎ 023-642-1777（ヤングテレホン） ◎受付時間 24 時間対応（夜間・土・日・祝日は当直警察官が対応）

■ 安全、法的支援

山形県弁護士会 犯罪被害者支援センター	弁護士による法律相談などの法的支援 電話・面接による相談（電話相談と1回目の面接相談は無料） ◎連絡先 ☎ 023-622-2234 ◎受付時間 月～金 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）
日本司法支援センター （法テラス）	被害に遭われた方々に、相談窓口や法制度を紹介 ◎連絡先 ☎ 0120-079714 ◎受付時間 平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00（日曜祝日・年末年始を除く）

付録：ケースシート

聴き取り日時	年 月 日 () : ~ :		
児童生徒の情報	氏名：		
	男性・女性・その他 (年 組)		
情報提供： ☐ 本人 ☐ その他 ()			
被害内容	☐ 不同意性交 ☐ 挿入 (有・無) 部位 (膣・肛門・口)	被害日時	年 月 日 時頃 ☐ 不明
	☐ 不同意わいせつ ☐ 性虐待 ☐ 盗撮 ☐ その他 ()	被害場所	☐ 校内 () ☐ その他 ()
		加害者との関係	
聴き取り内容	※ 詳細は聴かない。聴取内容は本人の語った言葉で記載する。		
情報共有	☐ 家族・親族 () ☐ 友人 () ☐ 児童相談所 ☐ 警察 ☐ 医療機関 () ☐ 相談機関 () ☐ その他 ()		
対応者 (記録者)			

学校における児童生徒間の「性暴力」 対応支援ハンドブック

ポイントシート

- 第一に守るのは被害生徒である。
- 被害生徒ではなく加害生徒こそ別室登校の必要性がある。
→ 被害生徒に不利益をもたらさない対応を！
- 早期対応、スピード感を持って対応、記録は必ず。
- 被害生徒と加害生徒の聴き取り担当は別の教職員で行う。
- 被害生徒とその保護者の聴き取り、意見を尊重する。
- 「衝動的だから」「こどもだから」「好きだったから」
→ 被害生徒にとっては何の理由にもならない。
- 安易に対面での謝罪機会を設けない。
→ 被害生徒自身の気持ちを確認、優先させる。
(対面で受けられるか、手紙にするか、受けたくないか)
- 加害生徒には謝罪のみで終わらせない。
→ 「謝れば済む」という成功体験となり、繰り返す危険性
社会に出ればその行為は許される行為か？(犯罪ではないか？)
関係機関(警察、児相)を含めた指導の必要性。
- 被害者がパニックになったときに安全を確保できる場所、担当職員を事前に確認しておく。

性暴力は(疑い段階でも) **重大事案**として対応する
リスクマネジメントの意識が必要

～ 優先すべきは被害生徒！ ～

※詳細については本文担当箇所を確認を